

学校法人山椿学園役員・評議員報酬等規程

第1条 寄附行為第50条に定める役員及び評議員の報酬等の支給基準は、この規程の定めるところによる。

第2条 役員及び評議員が本学園の常勤職員であるときは、この規程を適用しない。ただし、元常勤職員であった役員及び評議員については、常勤職員でなくなったとき以降について本規程を適用する。

第3条 役員及び評議員に対する報酬等の支給は次のとおりとする。

- (1) 理事長及び法人本部の業務を相当程度分担する理事
報酬を支給する。
報酬の額は、前年度の本部における受取利息・受取配当金（有価証券運用額の1%を限度に特別配当金も加算）・資産運用収入の合計額を限度額として、理事会において個別に決定する。
- (2) 非常勤理事
業務に従事することがあっても報酬は支払わない。
- (3) 監事
1日当たり5万円を基準に、業務に応じて日当を支払う。
- (4) 評議員
報酬は支払わない。

第4条 退職慰労金については次のとおりとする。

- (1) 役員及び評議員が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退職慰労金を支給する。ただし、当該役員又は評議員が退任と同時に本学園の他の役員又は評議員に就任したときは、その任期の満了又は辞任による退任のときに、前任分と合算した退職慰労金を支給する。
- (2) 役員及び評議員が死亡により退任した場合の退職慰労金は、その遺族に支給する。この場合において、遺族の範囲及び順位は、別途定める。
- (3) 前2号により支給する退職慰労金の額は、次条に定めるところにより、理事会において決定する。但し、役員又は評議員の地位にあっただけでは支給しない。

第5条 退職慰労金の支給基準及び支給方法は次のとおりとする。

(1) 支給額の決定方法

(イ) 理事長

下記の a・b いずれかの多い方の金額の範囲内で理事会決議を経て支給する。

a. 50万円に在任年数を乗じた金額。

b. 理事長就任時から退任時までの本部会計（基本財産は除く）の資産増加額（時価）の30～50%の金額。ただし、換金性の乏しい資産は、就任時・退任時ともに除外する。また、当該期間内の合併による増減も除外する。

(ロ) 法人本部の業務を相当程度分担する理事

15～30万円を在任年数に乗じた金額を基本に理事会で決議した金額を支給する。

(ハ) 非常勤理事

10万円に在任年数を乗じた金額を基本に理事会で決議した金額を支給する。

(ニ) 監事

10万円に在任年数を乗じた金額を基本に理事会で決議した金額を支給する。

(ホ) 評議員

5万円に在任年数を乗じた金額を基本に理事会で決議した金額を支給する。

(2) 特別加算

特に法人本部の特定業務について業績をあげた理事（理事長を除き常勤職員である理事を含む）および評議員には、理事会決議に基づき500万円を上限にこれを加算することができる。

(3) 支給方法等

本人が指定する口座へ振り込む。または本人と協議の上、理事会が認めた有価証券等の現物（時価）を引き渡す。

(4) 現金支給に代えての現物寄付

本人が退職慰労金の全部または一部を辞退して、代わりに本人が希望する学校法人・公益財団法人・公益社団法人・非営利特化型一般財団法人・非営利特化型一般社団法人・社会福祉法人・持分のない医療法人・認定NPO法人への寄付の要望があった場合、理事会が当該法人を寄付対象として承認することを条件に、辞退額の90%を限度として当該法人へ寄付することができる。この場合も、当該法人と協議の上、現金支給に代えて現物（時価）で寄付することもできる。

附 則

1. この規程は、令和3年10月1日から施行する。
2. この規程の変更は、令和7年6月27日（令和7年度の定時評議員会の終結前）から施行する。
3. 第3条（1）について、令和7年度に限り、令和6年度の当学園および学校法人椿本学園の合計額を限度額とする。
4. この規程の施行の際に在任する理事及び非常勤理事については、第4条（1）ただし書きの適用について個別に同意を得るものとする。